

都市計画マスタープラン後期計画の策定について上位計画、関連計画の改訂等により変更した主な内容等について以下のとおり整理しました。

1. 上位計画、関連計画の改訂等による変更

No.	ページ	変更内容	ページ (例)	変更後	変更前
1	5	② 地方分権の進展 第1次一括法、第2次一括法、第3次一括法、第4次一括法、第5次一括法、まち・ひと・しごと創生法について追記します。	5	② 地方分権の進展 平成12年4月、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月 法律第87号）（地方分権一括法）が施行され、財政面での分権として実施された「三位一体の改革」が進められました。更に、 第1次一括法（平成23年法律第37号）、第2次一括法（平成23年法律第105号）、第3次一括法（平成25年法律第44号）、第4次一括法（平成26年法律第51号）、第5次一括法（平成27年法律第50号） が公布され、都道府県の権限の市町村への移譲や協議、同意、許可・認可・承認制度の見直しなどが一層進んでいます。 また、人口急減・超高齢化という大きな課題に対して、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）が施行され、国においては、「長期ビジョン」や「総合戦略」の検討、地方においては、「人口ビジョン」や「総合戦略」の検討など、諸施策が推進され始めています。 こうした中、市町村は、地方自治の理念を実現するため、それぞれの歴史、文化、自然条件などの個性を活かした地域づくりを創意工夫により進めるとともに、様々な行政課題に自主的・自立的に取り組むことが求められています。	② 地方分権の進展 平成12年4月、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月 法律第87号）（地方分権一括法）が施行され、 <u>そのため</u> 、財政面での分権として実施された「三位一体の改革」が進められました。更に、 <u>地方分権改革推進委員会の勧告や「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方主権改革推進一括法）」の上程等により</u> 、さらなる分権の進展とその実効性の担保が期待されています。 こうした中、 <u>国、都道府県、市町村の関係を</u> 見直し、 <u>対等・協力の関係構築に向けた取り組みが進んでおり</u> 、市町村は、地方自治の理念を実現するため、それぞれの歴史、文化、自然条件などの個性を活かした地域づくりを創意工夫により進めるとともに、様々な行政課題に自主的・自立的に取り組むことが求められています。
2	18	⑥ 市民アンケート調査 第1次木津川市総合計画後期基本計画の策定時に聴取したデータに更新します。	18	1) 市民意識調査（ 第1次木津川市総合計画後期基本計画 アンケート調査より抜粋） 平成 25 年度に実施した 第1次木津川市総合計画後期基本計画 策定に向けた市民アンケート調査のデータに基づき、都市計画に関する市民の意識、意向を再整理します。	1) 市民意識調査（総合計画アンケート調査より抜粋） 平成 19 年度に実施した木津川市総合計画策定に向けた市民アンケート調査のデータに基づき、都市計画に関する市民の意識、意向を再整理します。
3	26,34,36	第1次木津川市総合計画後期基本計画の策定に伴い、内容を更新します。	26	① 第1次木津川市木津川市総合計画後期基本計画（平成26年3月 木津川市策定）	① 木津川市総合計画（平成21年3月 木津川市策定）

4	27	相楽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、現在改訂中であり、内容の整合を行います。 資料では、9月時点の内容を掲載していますが、京都府と調整の上、最新の内容で掲載します。	27	② 相楽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成27年9月現在京都府策定）	② 相楽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成19年11月 京都府策定）
5	28	関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画は、現在変更中であり、内容の整合を行います。 資料では、9月時点の内容を掲載していますが、京都府と調整の上、最新の内容で掲載します。	28	③ 関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画（昭和63年3月 京都府策定、平成4年1月、平成18年3月、平成20年8月、平成25年5月、平成27年一部変更）（以下「学研都市建設計画」という。）	③ 関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画（昭和63年3月 京都府策定、平成4年1月、平成18年3月、平成20年8月一部変更）（以下「学研都市建設計画」という。）
6	32,33, 41, 73, 75, 111~ 115	木津川市学研木津北・東地区土地利用計画（平成24年2月策定）の内容を反映します。	32,33	また、同じく木津地区の一部である木津東地区及び木津北地区については、良好な自然環境や歴史的文化遺産との共生に配慮した土地利用のあり方を検討し、 木津北地区は「里山の維持再生の実現を図り、都市と自然が共生する持続可能な都市の実現に向けた取り組みを実践するまちづくり」、木津東地区は「施設用地・住宅地として良好な環境の創出や都市と田園が共生するまちづくり」を目指す方向付けを行っています。	また、同じく木津地区の一部である木津東地区及び木津北地区についても、良好な自然環境や歴史的文化遺産との共生に配慮した土地利用のあり方を検討していく <u>必要があります。</u>
7	54	「土地利用検討ゾーン」について、木津川市学研木津北・東地区土地利用計画において検討は終了したため、「土地利用推進ゾーン」に変更します。	54	土地利用 推進 ゾーン	土地利用 検討 ゾーン
8	81,82	木津川市地域防災計画は平成26年4月に改訂されたため、「点検、見直しを早期に進める」という記述を「木津川市地域防災計画（平成26年4月）に基づいて」という表現に変更します。併せて地域防災計画の記述内容との整合を図ります。 また、取り組みにおいては、「定期的な点検、見直し」とする事とします。	81,82	木津川市地域防災計画（平成26年4月）に基づいて、地震、火災等の災害時の避難路としての役割を担う道路や大規模地震発生後の救援・復興活動の骨格となる緊急輸送道路について 機能強化を促進します。また併せて、沿道の建築物の耐震化・不燃化を促進します。 <主な取り組み> ・木津川市地域防災計画の 定期的な 点検、見直し	木津川市地域防災計画（平成20年3月）の点検、見直しを早期に進めるとともに、 <u>地震、火災等の災害時の避難路としての役割を担う道路や大規模地震発生後の救援・復興活動の骨格となる緊急輸送道路について沿道の建築物の耐震化・不燃化を促進します。</u> <主な取り組み> ・木津川市地域防災計画の点検、見直し
9	94	相楽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、現在改訂中であり、その中の記述で「当尾エリアにおける風致地区指定の検討」という内容があるため、取り組みに追加します。	94	<主な取り組み> ・観光案内標識、歩道の整備・充実 ・小学校、公民館等の有効活用の検討 ・ 当尾エリアにおける風致地区指定の検討	<主な取り組み> ・観光案内標識、歩道の整備・充実 ・小学校、公民館等の有効活用の検討
10	122	① 個別計画の策定 今後、状況に応じて策定する新たな計画として、分かりやすくするために、具体例として、立地適正化計画を記述します。	122	① 個別計画の策定 緑の基本計画など都市計画に関連する個別計画について、 状況に応じて 見直しを進めるとともに、 立地適正化計画 など必要に応じて新たな計画の策定を進めます。	① 個別計画の策定 緑の基本計画など旧3町で策定された都市計画に関連する個別計画について、 <u>木津川市の計画として見直しを進めるとともに、必要に応じて新たな計画の策定を進めます。</u>

都市計画マスタープラン後期計画の策定について事業の進捗、時点経過により変更した主な内容等について以下のとおり整理しました。

2. 事業の進捗、時点経過による変更

No.	ページ	変更内容	ページ (例)	変更後	変更前
1	2,4, 44, 123	(2) 策定の背景 策定の背景を後期計画策定時点に修正します。 また、5年の経過を反映します。	2	(2) 策定の背景 木津川市は、平成23年6月に「人、自然、文化 調和と発展のまち・木津川市」を目標とした「木津川市都市計画マスタープラン」を策定しています。平成27年には策定から5年目を迎え、計画期間の前半が終了します。その間に行われた都市計画法等の改正や、都市施設の整備状況及び土地利用状況等の変化に対応するとともに、上位計画である、平成26年3月に策定された第1次木津川市総合計画後期基本計画、相楽都市計画区域マスタープラン、関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画や関連する計画との整合性を図る必要があります。 本計画は、「木津川市都市計画マスタープラン（平成23年6月策定）」に基づく、まちづくりを着実に継承することを基本に、環境変化に柔軟に対応し、前期計画における5年間の進捗状況を検証するとともに、今後5年間に取り組むべき施策や実現性の高い具体的な方針を確立するために策定するものです。	(2) 策定の背景 木津川市は平成19年3月12日、木津町、加茂町、山城町が合併し誕生し、平成21年に「木津川市総合計画」を策定しています。 合併以前の都市計画については、平成8年に「加茂町都市計画マスタープラン」、平成9年に「山城町都市計画マスタープラン」、平成11年に「木津町都市計画マスタープラン」が策定されていたところですが、本計画では、総合計画や合併以前にそれぞれの町で策定されていた都市計画マスタープラン等での位置付けや方向性等を尊重しつつ、新たな時代に対応した法制度の改定や地球温暖化の進行等による環境問題への対応といった社会的背景を踏まえて策定していくものとします。
2	2,31, 36~ 39,44, 45,84	合併後10年近く経過しているため、3町合併が読み取れる記述は全て変更、削除します。	2	(2) 策定の背景	(2) 策定の背景 木津川市は平成19年3月12日、木津町、加茂町、山城町が合併し誕生し、平成21年に「木津川市総合計画」を策定しています。
3	3,23, 41,53, 54,73, 84,87, 93, 106~ 111	木津南地区は州見台、梅美台、木津中央地区は城山台に表記変更します。	3	(5) 関西文化学術研究都市（ <u>州見台、梅美台、城山台</u> ）	(5) 関西文化学術研究都市（ <u>木津南地区、木津中央地区</u> ）

4	6,32, 55, 106	城山台における区画整理の進展状況を反映します。	6	③人口構造の変化 ただし、木津川市においては、 独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構） による大規模開発が城山台開発を最後に一定収束に向いますが、現状では人口は増加傾向にあり、これまで供給された宅地での人口増加も予測されることから、今後の人口増加や、既存地域の人口動向などを見極めつつ、将来の人口減少に備え、魅力あるまちづくりが求められています。	③人口構造の変化 ただし、木津川市においては、 <u>大規模開発が進められており人口も増加傾向にあることから、引き続き、新たな市街地や都市施設の整備も求められています。</u>
5	7~17, 30,43	各種データの時点修正をします。	8	①地勢 平成26年に国土院が公表した市域の総面積は 85.13km² となり、土地利用の現況は次のとおりとなっています。森林が 37.3% で最も多く、耕地が 18.4% 、宅地が 10.5% などとなっています。	①地勢 平成19年の合併により市域の総面積は <u>85.12km²</u> となり、土地利用の現況は次のとおりとなっています。森林が <u>41.9%</u> で最も多く、耕地が <u>19.0%</u> 、宅地が <u>9.3%</u> などとなっています。
6	46,57, 62, 101	上狛城陽線のうち椿井バイパスは整備完了に伴い削除します。	46	【関連する主な施策・事業等】 ・主要地方道上狛城陽線の 改良整備促進	【関連する主な施策・事業等】 ・主要地方道上狛城陽線 椿井バイパス の整備促進
7	53,93	南加茂台地区は入居から30年経過しているため、表現を変更します。	53	また、南加茂台地区は、入居開始から 30年以上経過し 、良好な住環境の維持と向上を図るとともに、住民参加による高齢化に対応したまちづくりを進める必要があります。	また、南加茂台地区は、入居開始から <u>もうすぐ30年を迎え</u> 、良好な住環境の維持と向上を図るとともに、住民参加による高齢化に対応したまちづくりを進める必要があります。

8	42,46, 57~ 59,62, 66,72, 73,88, 91, 108, 110	<ul style="list-style-type: none"> ・市道 3 3 5 号木津山田川線 ・市道奈良阪川上線 ・都市計画道路大井手川線 ・都市計画道路木津駅前東線 ・都市計画道路大池線 ・都市計画道路公園通り線 ・都市計画道路木津中央 1 号線 ・都市計画道路木津南北線 ・木津中央歩行者専用道路 ・市道 1 0 3 号小寺五丁目線 ・庁舎周辺街路 <p>は事業完了に伴い削除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木津中ノ川線 ・木津高校アクセス道路 <p>は今後取り組むべき事業であり、追加します。</p>	58,59	<p><対象路線></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般府道木津横田線歩道整備促進 ・都市計画道路野田川線整備 ・都市計画道路木津東西線整備推進 ・市道 2 2 号下梅谷観音寺線整備事業の検討 ・主要地方道木津信楽線整備推進 <p><対象路線></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路下梅谷鹿背山線整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・木津中ノ川線道路改良事業 ・木津高校アクセス道路整備事業 <p><対象路線></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道 2 - 1 5 号道路改良整備推進 ・市道地獄谷線道路改良整備推進 ・木津駅東・西駅前広場アクセス道路整備推進 	<p><対象路線></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般府道木津横田線歩道整備促進 ・都市計画道路野田川線整備 ・<u>市道 3 3 5 号木津山田川線改良整備推進</u> ・都市計画道路木津東西線整備推進 ・<u>市道奈良阪川上線整備推進</u> ・市道 2 2 号下梅谷観音寺線整備事業の検討 <p><対象路線></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>都市計画道路大井手川線整備促進</u> ・<u>都市計画道路木津駅前東線整備促進</u> ・都市計画道路下梅谷鹿背山線整備促進 ・<u>都市計画道路大池線整備促進</u> ・<u>都市計画道路公園通り線整備促進</u> ・<u>都市計画道路木津中央 1 号線整備促進</u> ・<u>都市計画道路木津南北線整備促進</u> ・<u>木津中央歩行者専用道路整備促進</u> <p><対象路線></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市道 1 0 3 号小寺五丁目線道路改良整備推進</u> ・市道 2 - 1 5 号道路改良整備推進 ・市道地獄谷線道路改良整備推進 ・木津駅東・西駅前広場アクセス道路整備推進 ・<u>庁舎周辺街路拡幅整備推進</u>
9	59,64, 65	<p>都市計画決定道路及び公園について、平成 2 4 年度の基礎調査データとの整合を行います。</p> <p>都市計画道路については、木津山城幹線を削除します。</p> <p>公園については、城址公園、城山台公園を追加します。</p>	59	-	3・3・29 木津山城幹線 500
10	60	木津駅東駐輪場は事業完了に伴い削除します。	60	<主な取り組み>	<主な取り組み> ・ <u>木津駅東駐輪場の整備推進</u>

1 1	64,69~ 71, 108, 110	木津城址公園、近隣公園、街区公園の整備（木津中央地区内）は事業完了に伴い、削除します。 「緑の基本計画」の見直しも事業完了に伴い削除します。	64	<主な取り組み> ・既存の公園の維持管理と機能向上 ・緑化協定、地区計画指定の検討 ・社寺林等の維持管理	<主な取り組み> ・ <u>木津城址公園、近隣公園、街区公園の整備（木津中央地区内）</u> ・既存の公園の維持管理と機能向上 ・緑化協定、地区計画指定の検討 ・社寺林等の維持管理 ・ <u>「緑の基本計画」の見直し</u>
1 2	67,70, 90,91	井関川の整備事業完了に伴い、削除します。	67	<主な取り組み>	<主な取り組み> ・ <u>井関川における親水空間の整備促進</u>

その他の変更

- ・用語精査
- ・誤字脱字の修正
- ・表現の統一 等